

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

(1) 基本理念（いじめ防止対策推進法 第3条より）

- ①いじめ防止の対策は、いじめが全ての児童生徒に関係する問題であることを理解し、児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるよう努める。
- ②いじめ防止の対策は、全ての児童生徒がいじめを行わず、いじめを認識しながら放置することがないようにするため、いじめが児童等の心身に及ぼす影響、その他のいじめの問題に関する児童生徒の理解を深める。
- ③いじめ防止の対策は、いじめを受けた児童生徒の生命及び心身を保護することが特に重要であることを認識し、国や地方公共団体、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携の下、いじめ問題の克服に努める。

(2) いじめの禁止

児童生徒は、いじめを行ってはいけない。

(3) 学校及び職員の責務

いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、いじめが行われず、全ての児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう努める。そのために、保護者や関係機関との連携を図りながら、いじめが疑われる場合は学校全体で適切かつ迅速にその問題に対応して解消を図り、その再発の防止に努める。また、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。

2 いじめ防止等のための対策の基本となる事項

(1) 基本施策

①いじめの未然防止

- ア 学校経営計画内に「いじめ防止等にかかわる内容」を掲げ、児童生徒が安全・安心な生活を過ごせるよう組織的に取り組む。
- イ 児童生徒の道徳心を培い、自己有用感や共感的理解の能力を高める。心の通う人間関係を築くため、さまざまな教育活動を通して道徳教育及び体験活動等の充実を図り、その具体的な指導内容を年間計画に体系的に盛り込む。
- ウ 心が通じ合う児童生徒同士の「絆」づくりを進め、学級を何でも話し合える「居場所」にするとともに、SOSを出しやすいいじめに向かわない人間関係・環境づくりに努める。
- エ 集団の一員としての自覚や自信を育み、互いに認め合える人間関係・学校風土をつくる。
- オ いじめ発見等に関するチェックリストを作成・共通理解し、指導に当たる。

- カ 教員の言動が、児童生徒を傷つけたり、いじめを助長したりすることがないように、指導の在り方に細心の注意を払う。
- キ 保護者並びに関係機関との連携を図りながら、いじめ防止のために児童生徒が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- ク 児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら適切な支援や指導が行えるよう、校内での指導体制や関係機関との連携を図る。

- ・生命の安全教室の実施【学部ごと】

②いじめの早期発見のための措置

いじめがどの児童生徒にも起こりうるという共通認識をもち、全ての活動を通じて児童生徒の観察等を行う。そして、ささいな兆候であってもいじめではないかと疑われる場合は、早い段階から個別に声掛けや相談等の関わりをもち、的確に状況の把握を行う。

ア アンケート調査

いじめに関するアンケートを定期的に行い、いじめの早期発見に努める。アンケートは、学校で起こったいじめのみでなく、学校外で起こったいじめも記入できるようにする。

また、自分や自分の身の回りで起きているいじめについても記入できるようにする。その際、いじめであると特定できなくても、疑わしい状況があれば記入するよう指導する。

- ・児童生徒対象いじめアンケート【年2回（5・1月）】

- ・児童生徒対象学校生活アンケート【年2回（6・11月）】

※学級での様子や人間関係、教育相談を通じた学級担任等による児童生徒からの聞き取りを参考に調査する。

- ・保護者対象いじめアンケート【年1回（9月）】

イ 保護者との連携

学校での児童生徒の様子や学校の取組を必要に応じて随時家庭に連絡するなど、日頃から保護者との連携を密にする。

家庭で少しでも児童生徒の異変に気付いた場合、保護者から学校へ相談してもらえぬ関係づくりに努める。

- ・保護者対象の聞き取り【個別面談時3回（5・9・2月）】

ウ いじめ相談体制

児童生徒及び保護者が、いじめに係る相談を行うことができるよう、次のとおり相談体制の整備を行う。

- ・スクールカウンセラー、教育相談部の活用 掲載

- ・学校のいじめ相談窓口の設置（マチコミ）

- ・その他の相談窓口の周知

エ いじめの未然防止等のための教職員の資質の向上

些細な兆候であっても、いじめではないかと疑いを持ち、早い段階からの的確に関わりをもち、いじめを隠したり、軽視したりすることなく、的確にいじめを認知できるよう、いじめの未然防止等のための対策に関する校内研修を年間計画に位置付けて実施し、教職員の資質向上を図る。

③インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

SNS等インターネットを通じて行われるいじめは発見しにくいいため、児童生徒から定期的に情報を収集し、その把握に努める。また、児童生徒がインターネットの使用について自ら判断し適切に活用できるよう、発達段階に応じた情報モラル教育を行う。併せて、学校と家庭との連携を図り、児童生徒のインターネットの利用状況等の把握に努める。

- ・インターネット等利用に関する「家庭におけるルール」作成
【小学部3年生以上で該当する児童生徒】
- ・スマホ安全教室の実施【学部ごと】

(2) いじめ防止等に関する措置

①「日立市立日立特別支援学校いじめ防止対策会議」の設置

いじめの防止等を実効的に行うために、次の機能を担う「いじめ防止対策会議（以下「会議」）」を設置する。

ア 会議は次の者で構成する。

校長、教頭、教務主任、副教務主任、学部主事、生徒指導主事、
その他校長が必要と認める者

イ 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合は、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

（例 スクールカウンセラー、学校医、学年主任、部副主事、）

ウ 校長は会議を総理し、会議を代表する。

エ 会議は次に上げる事務を掌握する。

学校基本方針に基づく取り組みの実施や具体的な年間計画の作成・
実行・検証・修正を行う。

- ・いじめの未然防止や早期発見に関すること。

（アンケート調査、教育相談等）

- ・いじめ事案の確認とその対応に関すること。

- ・いじめ問題の具体的対応策を検討すること。

- ・いじめの相談窓口と視点の相談を受けること。

オ 会議は校長が招集する。

カ 会議は次の区分で招集する。

毎月1回を定例会とし、いじめの前兆を把握したときやいじめの情報があった時には、必要に応じて臨時会議を設定する。

キ その他、会議に運営の必要な事項は、校長が決定する。

②いじめに対する措置

ア いじめに係る相談を受けた場合は、速やかに事実関係の把握を行う。

イ いじめの事実が確認された場合は、いじめられている児童生徒を守り通すことを第一とし、全職員が協力して被害者の心のケアに努める。また、被害者の保護者へ速やかに連絡を取り、状況の説明を行うとともに、家庭での心のケアや見守りを依頼する等、協力して対応する。

ウ いじめを受けた児童生徒が安心して教育を受けるために必要があるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる処置を講ずる。

- エ いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- オ 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、教育委員会及び所轄警察署等と連携して対処する。
- カ 個々の児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら適切な対応に努める。特に、コミュニケーション能力に課題のある児童生徒については、個に応じた支援や指導をとおして、本人の理解や変容を図る。

③重大事態への対処

「重大事態」はいじめ防止対策推進法（以下、「法」）や基本方針及びガイドラインにおいて、次のように定義されている。

- ア いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。【法第 28 条第 1 項第 1 号】
- イ いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

【法第 28 条第 1 項第 2 号】

※被害児童生徒や保護者から「いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったとき」を含む。【基本方針 p32、ガイドライン p4】

上記の場合が確認された場合は、次の対処を行う。

- ア 当核事案に対応する調査を実施し、事実関係を速やかに把握する。
- イ 重大事態が発生した旨を、市教育委員会に報告する。
- ウ いじめの被害を受けた児童生徒や情報を提供した児童生徒を守るための措置を講ずる。
- エ いじめの加害児童生徒に対しては、毅然とした対応でいじめをやめさせると共に、しっかりと寄り添い、いじめを繰り返さないよう指導・支援を行う。
- オ 調査結果については、いじめを受けた児童生徒・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適時、適切な方法で提供する。
- カ 上記調査結果については、市教育委員会を通じて、市長に報告する。
- キ いじめの被害を受けた児童生徒には、継続的なケアを行い、落ち着いた学校生活へ復帰できるような支援や学習支援を行う。
- ク 当核事態の事実を真摯に向き合い対応することによって、同種の事態の発生を防止する。
- ケ 個々の児童生徒の障害の状況や実態、その背景にある問題等にも配慮しながら適切な指導・支援に努める。特に、コミュニケーション能力に課題のある児童生徒については、個に応じた指導や支援をとおして、本人の理解や変容を図る。